

■ 「環境物品等の調達に関する基本方針」改正案（公共工事関係） （関係箇所抜粋）

1. 定 義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」： 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準

「配慮事項」： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

2 1. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	<p>【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。</p> <p>【配慮事項】 ○資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表 2 【資材】

<p>建具</p>	<p>断熱サッシ・ドア</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p> <p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること。又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>②エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第2-3条の2第2号及び第3号第21条第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>
-----------	-----------------	---

備考)「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成 26 年 11 月経済産業省告示第 234 号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成 26 年 11 月経済産業省告示第 235 号)による。

<p>配管材</p>	<p>排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。<u>リサイクル材料使用率が、表に示された区分の数値以上であること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
------------	---------------------------	---

備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質~~の~~ポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

2 ~~「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は JIS Q 14021 の 7.8.1.1a) 2) 「ポストコンシューマー材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。~~「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58

で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。

3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。

4 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797 の 3. a) 4)、JIS K 9798 の 3. a) 4) 及び AS58 の 3.1 による。

表 重量比リサイクル材料使用率

<u>管の区分</u>	<u>管の種類</u>	<u>重量比使用率</u>
三層管	<u>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管</u>	<u>50%</u>
	<u>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管</u>	30%
単層管	<u>排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管</u>	80%

~~1 三層管は、JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。~~

~~2 単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用管（使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面に確認できるもの）、及び AS58 とする。~~